五の(1)の表化成肥料の項の次に次のように加える。

成形複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	一　加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量が一〇・〇	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量が一・〇%につき	硫青酸化物	〇・〇〇五	ひ素	〇・〇〇二	亜硝酸	〇・〇二	ビウレット性窒素	〇・〇一	スルファミン酸	〇・〇〇五	カドミウム	〇・〇〇〇七五	ニッケル	〇・〇〇五	クロム	〇・〇二	チタン	〇・〇二	水銀	〇・〇〇〇〇五	鉛	〇・〇〇三
	二　1　窒素全量を保証するものにあつては	窒素全量を保証するものにあつては	窒素全量	一・〇	アンモニア性窒素	一・〇	硝酸性窒素	一・〇																
	2　く溶性りん酸を保証するものにあつては	く溶性りん酸を保証するものにあつては	く溶性りん酸	一・〇																				
	三　1　りん酸全量を保証するものにあつては	りん酸全量を保証するものにあつては	りん酸全量	一・〇																				
	2　く溶性りん酸を保証するものにあつては	く溶性りん酸を保証するものにあつては	く溶性りん酸	一・〇																				
	3　可溶性りん酸を保証するものにあつては	可溶性りん酸	一・〇																					
	4　水溶性りん酸を保証するものにあつては	水溶性りん酸	一・〇																					
	四　1　加里全量を保証するものにあつては	加里全量	一・〇																					
	2　く溶性加里を保証するものにあつては	く溶性加里	一・〇																					

	一　窒素全量を保証するアンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の窒素を含有する成分形態の窒素及びアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。	窒素全量	一・〇										
	二　りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき	硫青酸化物	〇・〇〇五	ひ素	〇・〇〇二	亜硝酸	〇・〇二	ビウレット性窒素	〇・〇一	スルファミン酸	〇・〇〇五	
	三　原料として有する溶性りん酸及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。	カドミウム	〇・〇〇〇七五	ニッケル	〇・〇〇五	クロム	〇・〇二	チタン	〇・〇二	水銀	〇・〇〇〇〇五	鉛	〇・〇〇三
	四　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。												
	五　グラム当たり〇・〇一モルの過マンガン酸カリウム毎リットル〇〇ミリリットルの過マンガン酸溶液の消費量が一〇ミリリットル相当以上の腐植を含有するものは、乾物一〇〇%以上四〇%以下を使用すること。												
	六　紙パルプ廃繊維（紙パルプ工場の廃繊維を水で、から得られる廃繊維で、乾物当たりホロセルロースを五五%以上を含有するもの）は、乾物として二五%以上四〇%以下を使用すること。												
	七　草炭質腐植（草炭を水洗分離して得られる腐植で、乾物当たりの灰分の含量が二〇〇%以下のもの）は、												

被覆複合肥料（化成肥料又は液状複合肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	3　水溶性加里を保証するものにあつては	水溶性加里	一・〇									
	五　1　く溶性苦土を保証するものにあつては	く溶性苦土	一・〇									
	2　水溶性苦土を保証するものにあつては	水溶性苦土	一・〇									
	六　1　可溶性マンガンを保証するものにあつては	可溶性マンガン	〇・一〇									
	2　く溶性マンガンを保証するものにあつては	く溶性マンガン	〇・一〇									
	3　水溶性マンガンを保証するものにあつては	水溶性マンガン	〇・一〇									
	七　1　く溶性ほう素を保証するものにあつては	く溶性ほう素	〇・〇五									
	2　水溶性ほう素を保証するものにあつては	水溶性ほう素	〇・〇五									
	一　窒素及び水溶性りん酸又は水溶性加里の主成分の量の合計量が一五・〇	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率一・〇%につき	硫青酸化物	〇・〇〇五	ひ素	〇・〇〇二	亜硝酸	〇・〇二	ビウレット性窒素	〇・〇一	スルファミン酸	〇・〇〇五
	二　1　窒素全量を保証するものにあつては	窒素全量	一・〇									
	2　アンモニア性窒素を保証するものにあつては	アンモニア性窒素	一・〇									

	八　末尾（乾物一〇〇グラム当たり陽イオン交換容量一三〇ミリグラム当量以上を有するものに限る。）以下を使用すること。	流紋岩質凝灰岩粉末							
	九　ベントナイト（乾物一〇〇グラム当たり陽イオン交換容量五〇ミリグラム当量以上を有するものに限る。）以下を使用すること。								
	十　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。								
	十一　規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する成形複合肥料であること。								

	一　窒素は、水溶性であること。								
	二　窒素の初期溶出率は、五〇%以下であること。								
	三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。								
	四　規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する被覆複合肥料であること。								